

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 24 年 3 月 21 日
開会時刻	午前 9 時 58 分
閉会時刻	午前 10 時 42 分
出席委員名	◎ 杉村 定男 ○ 野口 佳子 世古 明 福井 輝夫 長田 朗 中川 幸久 浜口 和久 佐之井久紀 長岡 敏彦
欠席委員名	
署名者	世古 明 福井 輝夫
担当書記	津村 将彦
審議議案	議案第 14 号 平成 23 年度伊勢市一般会計補正 議案第 14 号 予算（第 5 号）中 総務政策委員会関係分 ほか 16 件（別紙のとおり）
説明者	総務部長 総務部参事 総務部参事 総務課長 管財契約課長 課税課長 情報戦略局長 情報戦略局参事 情報調査室長 行政経営課長 広報広聴課長 環境生活部長 市民交流課長 戸籍住民課長 二見総合支所長 小俣総合支所長 御園総合支所長 消防長 消防次長 ほか関係参与

審議結果並びに経過

杉村委員長が開会を宣言し、会議録署名者に世古委員、福井委員を指名した。

ただちに議事に入り、去る3月5日の本会議において審査付託を受けた「議案第14号 平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中 総務政策委員会関係分」を含む17件について審査し、いずれも全会一致で可決すべしと決定し、委員会を閉会した。

開会 午前9時58分

◎杉村定男委員長

ただいまから、総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は、全員でありますので、会議は成立しております。

それでは、会議に入れます。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。

世古委員、福井委員の御両名にお願いをいたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る3月5日の本会議において、総務政策委員会に審査付託を受けました、『議案第14号 平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中 総務政策委員会関係分』を含む17件でございます。詳細はお手元に配付の一覧表のとおりであります。

お諮りいたします。審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

審査に入れます前に、委員長から申し上げます。

質疑に当たりましては、一問一答方式によることといたしますので、御留意いただきますようお願い申し上げます。

〔議案第14号 平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中 総務政策委員会関係分〕

◎杉村定男委員長

それでは、はじめに『議案第14号 平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中 総務政策委員会関係分』についてを議題といたします。

審査の便宜上、歳出から審査に入れます。

補正予算書の38ページをお開きください。

38ページ、39ページの「款1 議会費」を、〔款〕一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「款1 議会費」を終わります。
次に「款2 総務費」の御審査をお願いいたします。「款2 総務費」の審査は、〔項〕
単位でお願いいたします。

40ページから49ページにかけての「項1 総務管理費」を御審査願います。

なお、46ページ、47ページの「目25 交通対策費」、及び48ページ、49ページの「目
30 エネルギー対策費」については、産業建設委員会の審査費目でありますので、審査
を除きます。

御発言はありませんか。

はい、浜口委員。

○浜口和久委員

ここ部分で「目8 電算事務管理費」ですね、42ページ、43ページの部分でござい
ますけれども、そこで少し質問をさせていただきます。

ここ部分で「目8 電算事務管理費」、「大事業1 システム補修運用事業」、「中事
業1 住民情報システム管理経費」、この部分になろうかと思いますが、この補正予算
で4億2,196万9千円、この減額となっております。

これは一番大きいのが住民情報システム管理経費の4億797万9千円、これが一番大
きいところなのですが、決算ではございませんので、大まかで結構ですので、減額にな
った理由をちょっと教えてください。

◎杉村定男委員長

総務課長。

●北一晃総務課長

ただ今、委員の御指摘がありましたとおり、住民情報システム管理経費のところで大
きな減額の補正額が生じております。

これは今年の1月4日に稼働させました、新住民情報システムの更新業務委託におき
まして、委託料で3億8,764万円の減額が生じたことが大きな要因となっております。

システムの導入経費のほうで計上させていただきました5億1,240万円の予算額に対
しまして、競争効果によりまして2億2,764万5千円の契約額になり、また従来のシス
テムからデータを抽出するデータ移行経費の部分でも、予算額1億2,075万円をお願い
しておりましたが、この部分の契約額も3,995万5千円となりました。主なところは以
上でございます。

◎杉村定男委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

内訳を少し御説明いただいたのですが、これを見てみると、システム導入経費、これが半額以下ですね。それからデータ移行経費というのが3分の1くらいですか。

安くなったというのはいいことだと思うのですけれども、平成22年の12月の議会の補正予算で、住民情報システム更新業務委託の債務負担行為を、最初1億511万3千円だったものを、6億3,315万円ですか、ここに変更されました。

23年度の予算特別委員会で私、出させていただきましたので、そこでも質問をさせていただいた時に、たくさんの部分を一元化させることも御説明をいただいて、分かったのですけれども、これだけ安くなったということは、元々の予算立てが甘かったのではないかと推測するのですが、そこらへんはどうですか。

◎杉村定男委員長

総務課長。

●北一晃総務課長

導入経費としまして、お願いしました部分につきましては、複数の業者から参考見積もりを取りまして、それを基に計上させていただきました。

委員御指摘のとおり、包括的なシステムになっております。

この金額につきましては、平成17年に合併しました時のシステム統合の経費、それからそれ以降で制度等できました、例えば後期高齢者ですとか、包括支援システム等の関連システムの金額を積み上げてみまして、試算した金額ともほぼ同様になりましたので、当時妥当な金額と思いまして、計上させていただいたものでございます。よろしくお願ひします。

◎杉村定男委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

システム導入経費の部分、これは私たちも分からぬ、本当に専門分野になろうかと思います。

しかし僕、この前も言わせていただいているように、データ移行経費の1億2,075万円、これは元々私たち素人から見てもおかしいというふうな形で感じるところなのですが、当局はそのような感じは受けられなかったのですか。お答えください。

◎杉村定男委員長

総務課長。

●北一晃総務課長

データ抽出のところですけれども、旧の住民情報システムにつきましては、データを抜き出す仕組みというものが考えられておりませんでした。

そのために他社の参入と言いますか、他社の系統のシステムに移行する場合には、まずいったん中間ファイルの形でいったん出力することが必要になると。で、そういう仕組みを作るための経費が必要ということで、聞かせていただきまして、この予算額となったものでございます。よろしくお願ひします。

◎杉村定男委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

これ、予算立てされるほうとしては、そういうふうな状況でされたのだと思いますけれども、こちらから感覚的に見てみると、本当にそれでよかったのかなというふうな形で、これもまた違う時にデータ抽出経費として1億2千万円、データを抜くのに1億2千万円も要るのかなと、ものすごく感じて、再度違う部分で質問させていただいている時がございます。

しかしながら何度も質問させてもらっても、答弁は平行線になると思いますので、次へ移りますけれども、これデータ移行経費について今回、競争で業者を選定した。しかしながら、結局は以前と同じ業者になったので、データ抽出料が大幅に下がった。

そうしますと今後、次の更新時に他社の参入ができるようになりますと、今の業者からデータ抜き取りの経費を、今度はまた同じように多額に求められる、そういう心配が出てまいるかと思います。

これ、次回の更新時にもデータ移行経費が何千万円とか1億円とかいうふうな状態にならないように、そんな手立てはどのように考えてていますか。

◎杉村定男委員長

総務課長。

●北一晃総務課長

新住民情報システムのほうは、仕様自体が旧のシステムと異なりまして、データ移行がスムーズに行えるようなつくり込みがなされております。そういうシステムを求めております。

それで、新システムの保守業務委託の契約におきましても、データの移行作業、次回にあることを当初から想定しております、業者の選定の時にもその部分の見積もりも徴取しております、この金額を抑えております。

それで次の更新の時には予想外の金額が、支出のないようにということをしております。よろしくお願ひします。

◎杉村定男委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

そうしたらここでもう1点確認させていただきます。

導入経費、これは安くなりました。しかし導入経費が安くなった分が、今後維持管理経費に上乗せされていて、次の更新時までの総合計と言いますか、その合計の計算をしますと、そんなに変わりがなかったなというふうなことにはならないのでしょうか。

御答弁をお願いします。

◎杉村定男委員長

総務課長。

●北一晃総務課長

プロポーザルによる業者選定におきましては、導入経費と合わせまして5年間のランニング経費も含めて決定しておりますので、こちらランニング経費の部分につきましても、5年間で約9千万円の削減を想定しております。よろしくお願ひします。

◎杉村定男委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

そこもちょっと押さえておいていただきたいなというふうな部分でございました。

今回の電算システムの導入につきましては、これだけ当初の見積もりよりも、予算よりも大体50パーセントを割っているのかな。40何パーセントで、そういった安い価格を入れていただいたというふうな形で、当局に本当に今回はがんばっていただいたのかなというふうに思われます。

しかしながら、これからもシステムを導入する時など、と言いますと言葉が乱暴になるか分かりませんが、価格があつてないようなもの、そういったものを導入する時にどうしても業者任せになってしまふうな部分が見受けられる時があろうかと思います。

そういうことのないように、当局におかれましてはこういったシステムを導入する時には真剣に研究をしていただいて、競争を必ず基本にコスト意識を持って進めていただくようにお願いをして終わっておきます。以上です。ありがとうございます。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「項1 総務管理費」を終わります。

次に50ページ、51ページの「項2 徴税費」を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「項2 徴税費」を終わります。

次に52ページ、53ページの「項3 戸籍住民基本台帳費」を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「項3 戸籍住民基本台帳費」を終わります。

次に54ページ、55ページの「項4 選挙費」を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「項4 選挙費」を終わります。

次に56ページ、57ページの「項5 統計調査費」を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「項5 統計調査費」を終わります。

次に58ページ、59ページの「項6 監査委員費」を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「項6 監査委員費」を終わります。

以上で「款2 総務費」の審査を終わります。

次に72ページ、73ページをお開きください。「款3 民生費」、「項5 人権政策費」を〔項〕一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「款3 民生費」、「項5 人権政策費」を終わります。

次に82ページ、83ページをお開きください。「款5 労働費」、「項1 労働諸費」、「目2 緊急地域雇用対策事業費」、「大事業1 緊急雇用創出事業」、「中事業2 治安・防災関連雇用対策事業」及び「中事業5 情報通信関連雇用対策事業」を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「款5 労働費」、「項1 労働諸費」中、当委員会関係分を終わります。

次に、114ページから117ページにかけての、「款10 消防費」を〔款〕一括で御審査願います。

なお、114ページ、115ページの「目4 水防費」については、産業建設委員会の審査費目でありますので、審査を除きます。

御発言はありませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

「目2」の「非常備消防費」の中で、115ページ、2の(2)消防回安全対策設備整備事業ということで設けてございますが、これはライフジャケットかと思うのですけれども、ちょっと詳しく教えていただけますか。

◎杉村定男委員長

消防課長。

●竜田博史消防課長

消防回安全対策設備整備事業に関する内容についてお答えをさせていただきます。

この内容につきましては、ライフジャケットと拡声器でございます。ライフジャケットにつきましては、消防団員の現有のものから不足分というところで 369 着、それから拡声器につきましては、各車両、出場車両につきまして 48 台に対しまして、各 1 器ずつ整備するものでございます。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

分かりました。

ということは、既に現消防団の中で装着というか、整備しているところはあるということも聞いておりますし、私もある程度把握している部分もあるのですが、例えば装備しておりますけれども、例えばそれが今回、予定しているライフジャケットと同等の効能のあるものなのかとか、例えばもうかなり古くて劣化していないかとか、そういうような調査もしているのでしょうか。

◎杉村定男委員長

消防課長。

●竜田博史消防課長

ただ今の質問にお答えいたします。

現有数につきましては、215 着ございます。ただ、そのうち 45 着につきましては平成 12 年に整備されたものでございまして、実情を調査いたしますと、かなり傷んでおりまして、その 45 着を除いて、合わせて整備をさせていただくということで、新しく整備するものにつきましては、その国交省の検定が付いたものという形で、既存のもの、今まで配備されているものと同等のものという形で浮力を確保したものとなってございます。
以上でございます。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。

私も消防団のライフジャケットというのは気になっておりまして、今回、予定を聞かせていただくまでは地元の消防団だけでも早くそういうのを整備しないといけないのではないかということで、区長とも相談しておりましたところ、こういう計画をしていただいたということで、非常にありがたく思っております。

やはり今回、東日本大震災で消防団の方がかなり亡くなられたということで、そういう面ではライフジャケットを装着して、津波非難の時には必ず装着してということをし

ていただければありがたいと思いますが、当然、津波防難等が出た時は、消防団も自ら必ずライフジャケットを着けると思うのですが、そのへんの徹底というか、そういう時には必ず着けるというような、普段からのそういう指示というか、そういうのもしていっていただきたいと思います。

これが今の東日本があってまだ間がない時ですから、皆さんそういう面では心構えしていると思うのですが、これが例えば10年とか15年、何もなかった状態できた時に、ついうっかりというようなことがないように、そういう部分の普段からの徹底というのもしていっていただきたいなと思います。

それと各団員への配備について、予備というようなものは全然見ていないのですか。

◎杉村定男委員長

消防課長。

●竜田博史消防課長

消防団員のライフジャケットの着装につきましては、平時から水防活動が生じた時、風水害に対する警戒が必要な時というところで、これまで配備していた分団に関しましては、着装をしていただいているところでございます。

またこれを認めいただいた後に、また購入した時に、改めて自身の安全を守って市民の皆さんの安全に資するようにということで、改めて認識をいただけるように、通知も申し上げたいと思っております。

現在の実員数といいますのが、消防団員の実員数が539名でございまして、条例定数が559名です。

今回のこの案に関しましては、559名分になるようにという形で、整備するものでございますし、毎年また追加をして、老朽化したものを廃棄して、安全な装備となるようにしていくように考えております。以上でございます。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「款10 消防費」を終わります。

次に、140ページ、141ページの、「款13 公債費」を、〔款〕一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「款 13 公債費」を終わります。

以上で、歳出の審査を終わります。

16ページにお戻りください。

次に歳入の審査に入ります。歳入の審査は〔款〕単位でお願いいたします。

16ページ、17ページの「款 1 市税」を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「款 1」を終わります。

次に「款 8 自動車取得税交付金」、「款 9 国有提供施設等所在市町村助成交付金」、「款 11 地方交付税」、「款 12 交通安全対策特別交付金」、「款 13 分担金及び負担金」、18ページ、19ページの「款 14 使用料及び手数料」までを一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「款 8」から「款 14」までを終わります。

次に 18ページから 23ページにかけての「款 15 国庫支出金」を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「款 15」を終わります。

次に 22ページから 27ページにかけての「款 16 県支出金」を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「款 16」を終わります。

次に 26ページから 29ページにかけての「款 17 財産収入」、「款 18 寄附金」、「款 19 繰入金」、「款 20 繰越金」までを一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「款 17」から「款 20」までを終わります。

次に 28 ページから 37 ページにかけての「款 21 諸収入」、「款 22 市債」までを一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「款 21」から「款 22」までを終わります。

以上で歳入の審査を終わります。

補正予算の 1 ページにお戻りください。

条文の審査に入ります。条文の審査は条文一括でお願いします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で議案第 14 号の審査を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 14 号 平成 23 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）中、総務政策委員会関係分』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第 14 号中、総務政策委員会関係分』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第 21 号 平成 23 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）〕

◎杉村定男委員長

次に、補正予算書 293 ページから 305 ページにかけての『議案第 21 号 平成 23 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）』を議題といたします。

歳入、歳出、条文を一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、議案第 21 号の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 21 号 平成 23 年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第 21 号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第 26 号 伊勢市行政組織条例等の一部改正について〕

◎杉村定男委員長

次に条例の審査に入ります。

条例等議案書の 1 ページをご覧ください。

1 ページから 13 ページにかけてでございます。『議案第 26 号 伊勢市行政組織条例等の一部改正について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第 26 号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 26 号 伊勢市行政組織条例等の一部改正』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第 26 号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

[議案第 27 号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について]

次に、14 ページから 17 ページにかけての、『議案第 27 号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第 27 号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 27 号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部改正』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第 27 号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第 28 号　伊勢市職員給与条例等の一部改正について〕

◎杉村定男委員長

次に、18 ページから 23 ページにかけての、『議案第 28 号　伊勢市職員給与条例等の一部改正について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第 28 号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 28 号　伊勢市職員給与条例等の一部改正』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第 28 号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第 29 号　伊勢市市税条例の一部改正について〕

次に、24 ページから 32 ページにかけての、『議案第 29 号　伊勢市市税条例の一部改正について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第 29 号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 29 号 伊勢市市税条例の一部改正』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第 29 号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第 30 号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について〕

◎杉村定男委員長

次に、33 ページから 41 ページにかけての、『議案第 30 号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第 30 号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 30 号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第30号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第41号　伊勢市消防団条例の一部改正について〕

◎杉村定男委員長

次に、89ページから91ページにかけての、『議案第41号　伊勢市消防団条例の一部改正について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第41号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第41号　伊勢市消防団条例の一部改正』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第41号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第42号　伊勢市火災予防条例の一部改正について〕

◎杉村定男委員長

次に、92ページから103ページにかけての、『議案第42号　伊勢市火災予防条例の一部改正について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第42号」の審査を終わります。
それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。
お諮りいたします。
『議案第42号 伊勢市火災予防条例の一部改正』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。
よって、『議案第42号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第43号 いせ市民活動センターの指定管理者の指定について】

次に、104ページから105ページにかけての、『議案第43号 いせ市民活動センターの指定管理者の指定について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第43号」の審査を終わります。
それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。
お諮りいたします。
『議案第43号 いせ市民活動センターの指定管理者の指定』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第43号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第44号 玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託の変更に関する協議について】

◎杉村定男委員長

次に、106ページから108ページにかけての、『議案第44号 玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託の変更に関する協議について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第44号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第44号 玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託の変更に関する協議』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第44号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第45号 度会町と伊勢市との間における消防事務の委託の変更に関する協議について】

◎杉村定男委員長

次に、109ページから111ページにかけての、『議案第45号 度会町と伊勢市との間

における消防事務の委託の変更に関する協議について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第45号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第45号 度会町と伊勢市との間における消防事務の委託の変更に関する協議』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第45号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第46号 伊勢市と三重県市町職員退職手当組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託の廃止に関する協議について〕

◎杉村定男委員長

次に、112ページの、『議案第46号 伊勢市と三重県市町職員退職手当組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託の廃止に関する協議について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第46号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 46 号 伊勢市と三重県市町職員退職手当組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託の廃止に関する協議』については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第 46 号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第 47 号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議について〕

◎杉村定男委員長

次に、113 ページの、『議案第 47 号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第 47 号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 47 号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第 47 号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第 48 号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について〕

◎杉村定男委員長

次に、114ページから 115ページにかけての、『議案第 48 号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第 48 号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 48 号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第 48 号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第 49 号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について〕

◎杉村定男委員長

次に、116ページから 125ページにかけての、『議案第 49 号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第49号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第49号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第49号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第51号 伊勢市と三重県市町総合事務組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託に関する協議について】

◎杉村定男委員長

次に、129ページから131ページにかけての、『議案第51号 伊勢市と三重県市町総合事務組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託に関する協議について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、「議案第51号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 51 号 伊勢市と三重県市町総合事務組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託に関する協議』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男 委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第 51 号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。以上で、御審査いただきます案件の審査は全て終わりました。

お伺いいたします。ここで自由討議の件でありますけど、いかがさせてもらいますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男 委員長

なしでよろしいですか。

それでは自由討議はなしということで決定させていただきました。

お諮りいたします。

委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男 委員長

御異議なしと認めます。

そのように、取り計らうことにして決定いたしました。

これをもちまして、総務政策委員会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

閉会 午前 10 時 42 分

上記署名する

平成24年 3月21日

委員長

委員

委員